

随時募集について

堺市営住宅

■ 申込時の注意事項

- 申込みは、今回募集の全ての申込区分のうち、1 申込区分（1 世帯 1 通）に限ります。重複して申込みをされた場合はすべて無効になります。
- 申込後の区分の変更および申込辞退は基本的にできませんのでよくご確認ください。
- 申込書に申込区分等の必要事項が記載されていない場合、虚偽の記載があった場合は無効・不合格となります。
- 申込資格に関する基準日は申込日とします。職業の有無、同居別居、扶養の有無、勤務先等はこの日が基準となります。
- 計算後の月収額が基準額を超えるときは申込みできません。
- 世帯を不自然に分割又は合併（祖父母と扶養関係のない孫との申込み、甥・姪・いとこ等との申込み等）して申込みはできません。
- 申込後に申込者本人及び同居者（同居予定者を含む）の変更（出生・死亡は除く）はできません。
- 施設入所や長期入院等により、同居する見込みのない方を同居者（同居予定者）にできません。
- 単身で申込みの場合や、福祉世帯向け、子育て世帯向け、車いす常用者世帯向け住宅等への申込みには別途条件がありますのでご注意ください。
- 浴槽、給湯設備等欄に「設置可能（本人負担）」と表示されている住宅は、浴室のスペースはありますが、入居者のご負担で設置していただきます（業者のあっせんは行っておりません）。なお退去時には取り外したうえで、住宅を返還していただくこととなります。
- 未成年者は原則的には申込みできません。

入居するまでの流れ

■ 注意点

- 申込者本人及び同居者（同居予定者を含む）の変更はできません（出生・死亡は除く）。入居時には、申込書に記載された方全員が入居できることが条件となります。（施設入所・長期入院等で、同居する見込みがない場合は、同居予定者として取扱いません。）
- 住所・勤務先に変更があった場合は、速やかに連絡してください。連絡がない場合、または申込時の資格等に変更が生じた場合、不合格になることがあります。
- 後日資格審査を受けていただきます。

■ 入居資格審査について

- 入居資格審査は、申込書の内容を公的機関等の証明と照合して行います。収入等資格を偽り申し込んでいた場合、公的機関等の証明と異なっている場合は不合格となります。
- 申込者本人又は同居者（同居予定者を含む）が暴力団員であると判明した場合は入居承認いたしません。また、入居後に暴力団員であると判明した場合等は、市営住宅を明け渡していただくこととなります。
- 指定する書類の提出ができない場合は入居できません。

■ 入居資格審査提出書類

① 住民票

- ・ 申込者本人及び同居者（同居予定者を含む）の続柄記載が必要です。
- ・ 内縁関係にある方は、戸籍上の配偶者がなく、基準日現在で、その関係が住民票等で証明されなければなりません。《例》妻（夫）未届・内妻（夫）等
- ・ 婚約者と申込まれた方は、両方の住民票等の写しが必要です。

② 戸籍謄本、婚姻届受理証明書等

- ・ 母子・父子・単身・内縁関係等で申込まれた方
- ・ 呼び寄せる家族のある方
- ・ 婚約者と申込まれた方（別途、堺市が指定する日までに婚姻が確認できなければなりません。）
- ・ 離婚予定の方（別途、堺市が指定する日までに離婚が確認できなければなりません。）

③ パートナーシップ宣誓書及び宣誓書受領書のコピー等、関係性が確認できるもの

- ・ パートナーシップ等の関係で申込まれた方

④ 収入を証する書類

- ・ 住民税課税証明書（市区町村発行の所得証明）
収入の有無にかかわらず必要です。
※満 15 歳以下の中学生までは不要です。
- ・ 控除（老人扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除等）のある方は、それを証する書類

⑤在職証明書

申込日が属する年の1月1日以前から現在までお勤めの方は在職証明書が必要です。

- ・堺市在勤で申込みされた方は、基準日現在に堺市内でお勤めであることがわかる在職証明書が必要です。

⑥退職証明書、給与等支払証明書等

申込日が属する年の1月1日以降退職された方もしくは退職を条件として申込まれる方（入居までに退職していることが条件です）は、雇用保険受給資格者証、退職証明書（社印のあるもの）等が必要です。

申込日が属する年の1月2日以降に就職された方は、給与等支払証明書等（社印のあるもの）が必要です。

⑦家賃の領収書と家賃貸借契約書、又は家賃の評価証明書等

⑧生活保護受給証明書等

- ・生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方

⑨誓約書

- ・事故住宅を申込まれた方

⑩その他、堺市の指定するもの

■入居の手続き等

●入居する住戸

申込まれた申込区分の住戸に入居していただきます。また、部屋の見学は実施しておりません。同じ住宅であっても、住戸の広さ、築年数、浴槽及び給湯設備の設置の有無、エレベーターの設置の有無などによって住宅使用料が若干異なる場合があります。また、入居住戸の改装は、機能面を重視した破損箇所の修繕等を行います。したがって、機能面で支障のない傷や汚れ、色あせ等が残っている場合がありますが、予めご了承ください。

●保証金

入居承認時の住宅使用料（家賃）の3カ月分です。

●駐車場

駐車場の使用については、堺市営住宅管理センター（（株）東急コミュニティー）が、使用許可をします。別途、申請が必要です。

整備された駐車場は有料で、全戸数分ありません。

※住宅によっては、住宅カークラブに入会していただきます。保証金は不要です。

●迷惑行為等の禁止

室内で大きな音をたてるなど、近隣の入居者に迷惑をかけるような行為は禁止しています。また共同住宅で動物の飼育をすると、近隣の入居者に精神的・肉体的に大変迷惑をかけることとなります。堺市営住宅では飼育方法の如何にかかわらず犬・猫等ペット類の飼育を禁止しています。

●住宅使用料（家賃）

世帯の計算後の月収額によって計算し、入居後も毎年度、世帯全員の収入を申告していただき、翌年度の住宅使用料（家賃）を決定します。

●共益費等

各住宅において別途共益費（給水施設・共用灯などにかかる光熱水費など）が必要となります。なお、共益費の徴収は各住宅の管理組合等で行っています。

●管理組合等について

すべての住宅で管理組合等を組織していただいています。入居者は、市営住宅及び共用部分の維持管理について、必要な注意を払い正常な状態において維持する義務があります。管理組合等の役員選出（任期毎）は住宅により異なりますが、役員会等にて輪番制等により入居者全員の中から選ばれます。

【個人情報の保護について】

堺市では「個人情報の保護に関する法律」に基づき、市が保有する個人情報の適正な取扱いに関する義務を遵守しており、市政の公正で適正な運営と個人の権利利益の保護を図っています。

また、「個人情報の保護に関する法律」の施行等について必要な事項を定めるため、「堺市個人情報の保護に関する法律施工条例」を制定しています。

1. 個人情報取扱事務の届出

個人情報を取り扱う事務については、その目的、対象者の範囲、情報の項目などを市長へ届け出ることを義務付け、市政情報センターでその内容を閲覧できます。

2. 保有に関する制限

個人情報を保有に当たっては、予め特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有することはできません。

3. 利用と提供に関する制限

原則として、法令に基づく場合を除き、事務の目的の範囲を超えて個人情報を内部で利用したり、外部に提供しません。

4. 適正管理

個人情報は正確かつ最新の状態を保つように努め、漏洩、滅失及びき損等のないよう適正に管理し、不要になった情報は確実かつ速やかに廃棄又は消去します。

申込者の条件

申込資格に関する基準日は、申込日です。

年齢、職業の有無、同居別居、扶養の有無、勤務先等はこの日が基準となります。

次の①～⑥の全ての条件を満たしていなければ、市営住宅に申込みすることはできません

【車いす常用者向け・高齢者向け住宅については別に条件があります。子ども被災者支援法の支援対象者は資格が異なりますので、お問い合わせください。】

① 同居者（同居予定者を含む）がある方

●同居者（同居予定者を含む）がある方とは、同居または同居しようとする親族がある 2 人以上の世帯です。単身で申込みされる場合は条件がありますのでご覧ください。

●下記の方も申込みことができます。

・内縁関係にある方

戸籍上の配偶者がなく、基準日現在同居しておりかつ住民票等で内縁関係が確認できることが必要です。《例》住民票の続柄欄に妻（夫）未届・内妻（夫）等

（同居人と記載されている場合は、申込みできません。申込み前にご確認ください。）

・婚約者のいる方

別途堺市が指定する日までに、婚姻が確認できる書類を提出していただきます。

※基準日現在、どちらか一方もしくは両方が、婚姻可能な年齢に達していない場合は、婚姻予定で申込みできません。

・パートナーシップ等の関係にある旨を宣誓した方

パートナーシップ宣誓書及び宣誓書受領書のコピー等、関係性が確認できる書類を提出していただきます。

●親子・夫婦等を世帯の基本としており、世帯を不自然に分割または合併した申込みは無効となります。（祖父母と扶養関係のない孫との申込み、甥・姪・いとこ等との申込み等。）

●原則として夫婦どちらか一方のみによる申込みはできません。離婚を予定して申込み場合は、別途堺市が指定する日までに離婚が確認できる書類を提出していただきます。ただし児童扶養手当受給中など、母子・父子世帯に準じる状況にある世帯の方は除きます。なお、入居後においても特別な事情なく、夫婦が別居することは認めていません。

●基準日現在において、妊娠されている方の胎児は人数に含みません。

■ 単身の方の条件

次のいずれかに該当する方は単身で申込みできます。単身で申込みができる住宅は、限られます。夫婦どちらか一方のみによる申込みはできません。離婚を予定して申込み場合は、別途堺市が指定する日までに離婚が確認できる書類を提出していただきます。

- (1) 年齢が 60 歳以上の方（基準日現在）
- (2) 身体障害者
身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けている方
- (3) 精神障害者
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、または同程度の障害を有すると精神保健指定医、その他精神障害の診断または治療に従事する医師に診断された方
- (4) 知的障害者
療育手帳の交付を受けている方、または同程度の障害を有すると児童福祉法に規定する児童相談所の長もしくは知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所の長により判定された方
- (5) 戦傷病者
戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第 6 項症までまたは第 1 款症の方
- (6) 原子爆弾被爆者
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- (7) 生活保護受給者等
生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方
- (8) 海外からの引揚者
海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、引揚後 5 年以内の方
- (9) ハンセン病療養所入所者等
平成 8 年 3 月 31 日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- (10) DV 被害者
配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方（「内縁の関係にある方」）及び生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力により被害を受け、かつ、次のいずれかに該当する方
 - ① 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の一時保護、配偶者暴力防止等法第 5 条に規定する女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 23 条第 1 項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方

②配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方

(11) 犯罪被害者等

犯罪被害者等基本法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者及びその家族又は遺族で、殺人、過失致死、傷害等の生命・身体に対する犯罪、強姦性交等、強制わいせつ等の性犯罪や住宅への放火等の犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった方で、かつ、入居資格審査において本人が申立てた犯罪被害の内容が大阪府警察により確認できた方

※申込資格に関する基準日は、申込日

② 収入基準に合う方

申込者本人及び同居者（同居予定者を含む）の計算後の月収額が収入基準内であること。
※計算後の月収額が収入基準を超えるときは、申込みできません。下記の月収額は、実際の収入額ではありません。1年間の所得をもとに規定の方法で計算したものです。
具体的な計算方法は、別に掲載している前回の総合募集のしおりをご確認いただくか、堺市営住宅管理センターへご相談ください。

住宅区分	収入基準（月収額）
A-1区分 A-2区分 単身A区分	158,000円以下 裁量世帯 259,000円以下
B-1区分 B-2区分 単身B区分 単身D区分	158,000円以下
単身世帯S区分 二人世帯S区分	259,000円以下
単身C区分 単身可C区分	259,000円以下

★無職無収入の方も申込みできます。
※申込資格に関する基準日は申込日

計算後の月収額が収入基準を超える場合は、今回の募集に申込みできません。下記の住宅への入居もご検討ください。

■ 堺市営住宅管理センター：堺市特定公共賃貸住宅

ホームページ <http://www.sakai-shiei.jp/tokkouchin/>

TEL 072 - 228 - 8225

■ 大阪府住宅供給公社：公社住宅など

TEL 072 - 343 - 5001（問い合わせ先：泉北募集カウンター）

■ 都市機構：UR 賃貸住宅（旧公団住宅）など

TEL 072 - 290 - 6900（問い合わせ先：UR 泉北営業センター）

TEL 06 - 6624 - 2281（問い合わせ先：UR 天王寺営業センター）

■ 裁量世帯について

次の 1～9 に該当する世帯の方は、裁量世帯に該当します。裁量世帯の方は、住宅区分 A 区分に申込み場合は、計算後の月収額が 158,000 円を超えるときでも、259,000 円以下であれば申込みできます。また、B 区分又は D 区分に申込み場合は、計算後の月収額が 158,000 円以下であれば申込みできます。

	対象世帯	要件
1	身体障害者世帯	申込者本人または同居者（同居予定者を含む）に身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けている方がいる世帯。
2	精神障害者世帯	申込者本人または同居者（同居予定者を含む）に精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方、または同程度の障害を有すると精神保健指定医、その他精神障害の診断または治療に従事する医師に診断された方がいる世帯。
3	知的障害者世帯	申込者本人または同居者（同居予定者を含む）に療育手帳重度（A）または中度（B1）の交付を受けている方、または同程度の障害を有すると児童福祉法に規定する児童相談所の長または知的障害者福祉法に規定する障害者更生相談所の長により判定された方がいる世帯
4	60 歳以上の世帯	基準日現在において、申込者本人が 60 歳以上であって、かつ同居者（同居予定者を含む）のいずれもが 60 歳以上または 18 歳未満の方である世帯
5	戦傷病者世帯	申込者本人または同居者（同居予定者を含む）に戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第 6 項症までまたは第 1 款症の方がいる世帯
6	原子爆弾被爆者世帯	申込者本人または同居者（同居予定者を含む）に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
7	海外からの引揚者世帯	申込者本人または同居者（同居予定者を含む）に海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、引揚後 5 年以内の方がいる世帯
8	ハンセン病療養所入所者等	申込者本人または同居者（同居予定者を含む）に平成 8 年 3 月 31 日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
9	義務教育終了以前の子どもがいる世帯	同居者（同居予定者を含む）に中学校修了前の子どもがいる世帯

※申込資格に関する基準日は、申込日

③ 現在、住宅にお困りの方

●申込者本人又は同居者（同居予定者を含む）が家屋を所有している場合は、家屋を所有したままでは入居できません。

※家屋を所有したまま申込みをした場合、別途堺市が指定する日までに、所有権移転後の登記簿謄本を提出する等していただきます。

④ 堺市内在住者、または堺市内で勤務されている方

●堺市内に住民登録のある方。

●堺市内に職場がある方。

⑤ 過去に住んでいた市営住宅で違反行為のない方

●過去に市営住宅に入居していた方については、堺市営住宅条例・規則などに違反していない方。（いままで家賃の滞納や無断退去等をしていない方など）

⑥ 暴力団員でない方

●申込者本人又は同居者（同居予定者を含む）が暴力団員である場合は入居資格がありません。

募集住宅の種類

【一般世帯向け】

● A-1 区分

同居又は同居しようとする親族等がある方（単身者の方は申込みできません）
世帯の計算後の月収額が 158,000 円（裁量世帯の場合は、259,000 円）以下の方が
申込みます。

● A-2 区分

同居又は同居しようとする親族等がある方および単身者の方（単身で申込まれる場合は
条件があります。5～6 ページをご覧ください。）
世帯の計算後の月収額が 158,000 円（裁量世帯の場合は、259,000 円）以下の方が
申込みます。

● 単身 A 区分

5～6 ページの単身条件を満たす方。入居後も同居者は認められません。
計算後の月収額が 158,000 円（裁量世帯の場合は、259,000 円）以下の方が申込み
ます。

● B-1 区分

同居又は同居しようとする親族等がある方（単身者の方は申込みできません。）
世帯の計算後の月収額が 158,000 円以下の方が申込みます。

● B-2 区分

同居又は同居しようとする親族等がある方および単身者の方（単身で申込まれる場合は
条件があります。5～6 ページをご覧ください。）
世帯の計算後の月収額が 158,000 円以下の方が申込みます。

● 単身 B 区分

5～6 ページの単身条件を満たす方。入居後も同居者は認められません。
計算後の月収額が 158,000 円以下の方が申込みます。

【高齢者向け】

● 単身世帯 S 区分

60 歳以上の単身者の方で、自力で日常動作（自炊および食事、入浴、排泄など）ができ
る方が申込みできます。入居後も同居者は認められません。
計算後の月収額が 259,000 円以下の方が申込みます。

●二人世帯S区分

二人世帯のみ申込みできます。いずれもが自力で日常動作（自炊及び食事、入浴、排泄など）ができることが必要です。いずれもが60歳以上であること。ただし、いずれか一方が60歳未満の場合であってもその方が次の条件に該当する場合は申込みできます。

- ① 身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている方。
 - ② 原子爆弾被曝者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
 - ③ 平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方。
- 計算後の月収額が259,000円以下の方が申込みできます。

【車いす常用者世帯向け】

●単身C区分

単身者の方で、身体障害者手帳1・2級又は、同程度の戦傷病者手帳の交付を受けており、下肢又は体幹の機能障害の程度が高く、車いすを常用している方のみ申込みできます。入居後も同居者は認められません。計算後の月収額が259,000円以下の方が申込みできます。

●C単身可区分

身体障害者手帳1・2級又は、同程度の戦傷病者手帳の交付を受けており、下肢又は体幹の機能障害の程度が高く、車いすを常用している方がいる世帯のみ申込みできます。（単身でも申込みできます。）

計算後の月収額が259,000円以下の方が申込みできます。

●単身D区分

単身者の方で、身体障害者手帳1・2級又は、同程度の戦傷病者手帳の交付を受けており、下肢又は体幹の機能障害の程度が高く、車いすを常用している方のみ申込みできます。

入居後も同居者は認められません。

計算後の月収額が158,000円以下の方が申込みできます。

よくある質問とその回答

【入居について】

問 1. 申し込み後、すぐに入居できますか？

答 1. 申込後、入居資格審査や空き家修繕の必要があるため、すぐに入居することはできません。申込みから入居までの期間については、最大半年程度要する場合があります。

【家賃について】

問 2. 家賃はどれくらいですか？

答 2. 家賃は入居予定者全員（申込者及び同居しようとする者）の収入（計算後の月収額）によって決定します。また、入居される住宅の築年数や所在地、広さなどによっても家賃は異なります。そのため一概にお答えできません。入居後も毎年度、世帯全員の収入を申告していただき、翌年度の家賃を決定します。また、募集住戸ごとの家賃の目安を記載していますので、該当住戸の家賃の項目をご参照ください。

【同居者について】

問 3. 婚約者がいます。結婚する予定なのですが、申込みできますか？

答 3. 申込み時点で婚約者であっても、別途堺市が指定する日までに婚姻している必要があり、婚姻を確認できる書類を提出していただきます。

問 4. 正式な婚姻届けは出していないのですが、内縁の妻(夫)と一緒に申込みできますか？

答 4. 住民票の続柄が「夫（未届）」又は「妻（未届）」であり、その事実が確認できる場合は申込みできます。申込書の続柄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」と記入してください。現在同居していない場合は、内縁関係といえませんが申込みできません。

問 5. 配偶者と離婚していませんが、申込みできますか？

答 5. 戸籍上離婚しておらず、現に同居している夫婦の一方が、別居のための住居確保を目的としての申込みは、世帯分離となりますので申込みできません。ただし、離婚を予定している場合は申込みできます。申込書の「市営住宅に同居しようとする者」の空欄に「離婚予定」など離婚を予定していることが分かるように記入してください。ただし、別途堺市が指定する日までに離婚成立している必要があり、確認できる書類を提出していただきます。また、申込み可能か判断が難しい場合は、堺市営住宅管理センターにご相談ください。

問 6. 同居しようとする者の中に長期入院中や施設入所中の者がいるのですが、同居しようとする者に含めて申込みできますか？

答 6. 長期入院や施設入所者は同居しようとする者から除きます。別途堺市が指定する日までに関係書類を提出していただきます。

問 7. 申込者や同居しようとする者を変更できますか？また、申込者と同居しようとする者を交換できますか？

答 7. 原則として、申込後に同居しようとする者を変更できません。ただし、申込後に出生した場合や死亡した場合は除きますが、新たに同居しようとする者を増やすことはできません。また、原則として、申込後に申込者と同居しようとする者を交換できません。

【その他申込みについて】

問 8. 現在住んでいる場所（堺市内）に住民票を移していないのですが、申込みできますか？

答 8. 申込資格に関する基準日において申込者が堺市内在住または堺市内勤務している必要があります。ただし、DV等の理由で住民票を移していない場合は、理由を確認させていただくとともに、その旨を記載した申立書や証明書を提出していただきます。

問 9. 持ち家があるのですが、申込みできますか？

答 9. 原則として申込みできません。また、同居しようとする者に持ち家がある場合も申込みできません。ただし、別途堺市が指定する日までに家屋を売却するなど、処分を予定している場合は申込みできます。その場合、所有権移転登記を行っていただき、証明書等を提出していただきます。申込みの際は、申込書の「申込者又は同居しようとする者の中に家屋の所有者がいますか。」の回答欄に「1、いる」を選択してください。また、他に持ち家がある事情によっては申込みできる場合もありますので、堺市営住宅管理センターにご相談ください。

問 10. 指定校変更許可区域に設定されている許可校については、どのように確認すればよいですか？

答 10. 指定校変更許可区域に設定されている許可校については、堺市ホームページでご確認いただくか各区役所企画総務課または学務課までお問い合わせください。